

文例（兄弟姉妹の仲が悪い場合）

第1条 遺言者は、遺言者の有する次の財産を、長男〇〇〇〇（生年月日）に相続させる。

1 預貯金

金融機関 株式会社〇〇銀行〇〇〇支店
種類 普通預金
口座番号 〇〇〇〇〇
名義人 遺言者

2 第2条及び第3条に記載する財産を除く遺言者の有する一切の財産

第2条 遺言者は、遺言者名義の次の預金を、長女〇〇〇〇（生年月日）に相続させる。

金融機関 株式会社〇〇銀行〇〇〇支店
種類 普通預金
口座番号 〇〇〇〇〇

第3条 遺言者は、遺言者名義の次の預金を、二女〇〇〇〇（生年月日）に相続させる。

金融機関 株式会社〇〇銀行〇〇〇支店
種類 普通預金
口座番号 〇〇〇〇〇

第4条 遺言者は、祭祀主宰者として、長男〇〇〇〇を指定する。

第5条 遺言者は、本遺言の遺言執行者として、次の者を指定する。

住所 東京都〇〇区〇〇・・・
職業 〇〇〇
氏名 〇〇〇〇
生年月日 〇〇年〇〇月〇〇日

愛情をこめて育てた大切な子供たち3人が、それぞれが独立し、幸せな家庭を築き、安心して過ごす次第です。今後も兄妹仲良くし、それぞれの家族が助け合っていくことを希望しています。最後に、素晴らしい家族に恵まれたことに心から感謝します。

｜相続分・遺留分に注意

遺留分を侵害するような相続分の指定を行うと、後に相続人間で争いを生じさせることにもなり得ます。特に、子の相続分に差をつける場合は、争いが起きやすいので、慎重に考えて相続分を指定することをお勧めします。法定相続分に近い割合で相続分を指定するのが理想的です。

が、理由があつて不公平な配分となる場合は、最低限遺留分が侵害されない範囲で相続分を指定する配慮をしましょう。

｜ 遺産分割の指定&遺言執行者の指定

遺産分割の話し合いが難しいくらいに兄弟姉妹の仲が悪いような場合は、遺産分割を行うのに調停や審判などになる可能性もあるでしょう。遺産分割手続きが長引くことになり、相続人間の関係がさらに悪化し、子供たちが疎遠になったりすることはとても悲しいことです。

そもそも遺産分割協議が必要のないように、遺言で遺産分割の指定をしておきましょう。具体的な財産の指定しておけば、相続人間で遺産分割協議の必要がありませんので、無用なトラブルを避けることができます。

また、遺言執行者を指定しておくことで遺言どおりの執行が期待できます。相続開始後の相続人の負担も軽減されますし、手続きが円滑に進みます。

｜ 付言事項を利用

原則遺言には何を書いても構いませんので、遺言を書くに至っての動機や心情、財産配分の理由、相続人等に対する希望や感謝の言葉等を「付言事項」として書くことができます。

子供たちの仲があまり良くないので、遺言書に「兄弟仲良く」するように書く場合、残念ながら付言事項には法律上の拘束力がなく、守るかどうかは相続人次第になりますが、遺言という最後のメッセージに家族への想いを書くことで、あなたの気持ちが相続人に強く伝わるのではないのでしょうか。